

平成26年度 今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会報告書（概要）と今後の対応

第1章 今後の在宅就業の在り方についての検討（平成24年度～平成26年度の総括）

I 在宅就業を取り巻く現状について

- 在宅ワーカーは平成25年度現在で126万4千人と推計。
- 在宅ワーカーの世代は50～59歳が28.1%、40～49歳が24.7%
40歳代以上で75.1%。
- 在宅ワーカーの性別は、男性は59.4%、女性は40.6%。
- 在宅ワークを始めた理由は、「都合のいい時期、時間に働けるため」が54.6%で最多。
- 「家事、育児、介護等のために外に出て働けないから」も14.2%。

II 在宅就業に関する課題と施策の方向性

- 在宅就業は育児・介護との両立等の観点からも働きやすい形態である等から、多様な働き方の1つの選択肢として、積極的な普及を図ることが適当。そのためには、適正な就業条件を確保することが重要。

Ⅲ 在宅就業の普及促進

- 在宅就業者の置かれている状況、タイプの違い等に応じた課題に対して支援を検討することが必要。
- 在宅就業と雇用労働の連続性に着目し、両者を円滑に相互移行できることが必要。
- 能力開発の機会、仕事のあっせん・紹介、在宅就業者間のネットワークについて、検討が必要。

Ⅳ 在宅就業の適正な就業条件の整備に関する課題

- 在宅就業の契約については、在宅ワーカーと発注者側に情報や知識、交渉力に格差があり、実質的に発注者側が契約条件を一方向的に決定、契約内容が画一的で不明確。 → トラブル発生
- 発注者側も、発注に当たって、秘密保持の遵守を重視。
- このため、在宅就業者と発注者側の契約内容に関するルール作りが必要（成果物に瑕疵があった場合の責任（報酬減額、補修義務）等）。
- 契約が3者構成（発注者・仲介機関・在宅ワーカー）の場合は、発注者が、仲介機関と在宅就業者の契約内容に影響を及ぼしている側面があることを踏まえつつ、在宅就業者が不当な責任を負わないようにするための保護の検討が必要（発注者が不払い等した場合の仲介機関の保護の在り方等）。
- 報酬額について具体的な相場形成がされていないため、報酬額の決定に関する仕組みが必要。
- 納期設定等に当たって作業が長時間に及ばないように留意することが必要、メンタルヘルスを含め健康確保に配慮する視点が必要。
- トラブル時の紛争解決手段の在り方について検討を行っていくことが適当。

V 在宅就業の適正な就業条件の整備に関する対応方策

- 在宅就業は家内労働に比べて、就業形態や条件、業務の裁量の範囲が多様であり、厳格な最低工賃のような仕組みを適用するのは不適當
→現行の家内労働法の規定をそのまま在宅就業に適用することは適當ではない。
- 在宅就業の業務が多様であり、クラウドソーシングのような新しい形態も出現するなど、在宅就業の在り方は流動的。在宅でない請負等、類似の課題が存在する可能性がある就業形態が存在するなか、在宅就業のみ施策を講じる整合性が整理されていない。
→在宅就業に必要な観点も盛り込んだ立法措置を講じることは、将来的には必要な課題だが、現時点では機が熟しているとはいえない。
- 当面は実務や在宅就業者のトラブル事例等の実態を踏まえつつ、ガイドラインの見直しを対応を行うことが適當。
- ガイドラインは、IVに掲げるような課題に応じた検討が必要、また、周知の在り方を抜本的に見直すことも必要。

第2章 未発注企業調査の概要

- 調査対象5,000社、有効回答数631社
(発注企業29社、発注経験のある未発注企業16社、未発注企業586社)
- 在宅ワーカーに仕事を発注する『可能性がある』割合は、
発注経験のある未発注企業は93.8%、未発注企業は11.3%
- 未発注企業が在宅ワーカーに仕事を発注しない理由は
『発注するのに適した仕事がないから』(62.1%)、
『そもそも在宅ワークの存在を知らないから』(42.8%)、
『社内の人員で対応可能であるから』(40.4%)
- 在宅ワーカーに仕事を発注するための条件は、
『発注するのに適した仕事があれば発注する』(81.8%)
- 在宅ワーク活用に当たって必要な情報として最も多かったのは、
『各発注業務の一般的な価格』
発注経験のある未発注企業では、93.3%で、未発注企業では78.8%

Ⅲを受けた平成27年度以降の対応（予定）

- 在宅ワークを行うにあたり必要な知識、ノウハウ等を提供する『再就職セミナー』を実施（年3回以上） **拡充**
- 在宅ワークの仕事例など関係情報を『ホームワーカーズウェブ』（WEBサイト）で提供。 **継続**
- 『ホームワーカーズウェブ』で在宅就業初心者の悩み相談などを実施 **継続**
- 良好な在宅ワークの普及促進のため、発注企業に対するコンサルティングを実施。 **新規**

Ⅳ、Ⅴを受けた平成27年度以降の対応（予定）

- 『再就職セミナー』の開催により、トラブル防止のためのガイドラインの周知を図るとともに、在宅ワークを行うにあたって留意すべき事項について情報提供を実施 **拡充**
- 『ホームワーカーズウェブ』でガイドラインを周知するとともに、トラブル対応のためのQ&Aを提供 **継続**
- 『在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン』の周知方法の抜本的見直し（周知ルートの変更（ハローワーク活用、経営者団体の協力、SNS活用等）） **新規**
- 『在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン』について、報告書指摘を踏まえ、必要な見直し作業を開始。（見直しの視点：3者構成の契約への適用、瑕疵担保責任、報酬額、健康確保、紛争解決手段等について具体的なルールを検討） **新規**
- クラウドソーシングについて、実態把握のための調査を実施。 **新規**

第2章を受けた平成27年度の対応（予定）

- 未発注企業向けに、在宅ワーク発注に向けたコンサルティングを実施。 **新規**

平成26年度今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会委員名簿

参考

<座長>

東洋大学法学部教授

鎌田 耕一

<委員>

東洋大学法学部教授

芦野 訓和

西南学院大学法学部教授

有田 謙司

近畿大学法科大学院教授

奥田 香子

上智大学法学部准教授

富永 晃一

立正大学経営学部准教授

西岡 由美

東京大学社会科学研究所教授

水町 勇一郎

<専門委員>

日本政策金融公庫総合研究所主席研究員

村上 義昭

検討会開催状況	開催日時
第1回	平成26年 5月29日（木） 15：30～17：30
第2回	平成26年 7月15日（火） 15：00～17：00
第3回	平成26年 9月30日（火） 15：00～17：00
第4回	平成26年11月25日（火） 15：00～17：00
第5回	平成27年 1月15日（木） 15：30～17：30
第6回	平成27年 2月13日（金） 15：00～17：00